

平成12年 3月31日制定  
平成15年 6月20日改正  
平成16年 4月 1日改正  
平成16年11月 1日改正  
平成17年10月 1日改正  
平成18年 4月 1日改正  
平成18年 7月 1日改正  
平成19年 4月 1日改正  
平成20年 4月 1日改正  
平成21年 4月 1日改正  
平成23年 5月 2日改正  
平成24年 7月 1日改正  
平成25年 8月 1日改正  
平成27年 6月30日改正  
平成28年 4月 1日改正  
平成30年 4月 2日改正  
平成30年10月 1日改正

鹿児島市長 森 博 幸

## 鹿児島市社会福祉法人等介護保険利用者負担額軽減実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の円滑な実施を行うため、生計の維持が困難である被保険者及び生活保護受給者が社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人その他の市長が認めた事業者（以下「社会福祉法人等」という。）が提供する介護保険サービスを利用した際に支払う利用者負担額（当該介護保険サービスを受けた場合に支給される居宅介護サービス費、施設介護サービス費、地域密着型介護サービス費、介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費、特定入所者介護サービス費、特例特定入所者介護サービス費、特定入所者介護予防サービス費又は特例特定入所者介護予防サービス費、第1号事業費に相当する額を除く。以下「利用者負担額」という。）の軽減（以下「軽減」という。）を行うについて、必要な事項を定めるものとする。

(軽減実施の申出)

第2条 社会福祉法人等が軽減を行う場合は、社会福祉法人等による利用者負担額軽減申出書（様式第1）により、市長に対しその旨を申し出るものとする。

(軽減対象サービス)

第3条 軽減の対象となる介護保険サービスは、次に掲げるものとする。

- (1) 法第8条第2項に規定する訪問介護
- (2) 法第8条第7項に規定する通所介護
- (3) 法第8条第9項に規定する短期入所生活介護
- (4) 法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (5) 法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護
- (6) 法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護
- (7) 法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護
- (8) 法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護
- (9) 法第8条第20項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- (10) 法第8条第21項に規定する複合型サービス
- (11) 法第8条第22項に規定する介護福祉施設サービス
- (12) 法第8条の2第9項に規定する介護予防短期入所生活介護
- (13) 法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型通所介護
- (14) 法第8条の2第16項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護
- (15) 法第115条の4第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）
- (16) 法第115条の4第1項第1号ロに規定する第1号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）

(軽減対象費用)

第4条 軽減の対象となる利用者負担額は、前条に規定する軽減対象サービスにおける介護費用、食費、居住費、滞在費及び宿泊費（短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス又は介護予防短期入所生活介護に係る食費及び居住費（滞在費）については、介護保険制度における特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限る。）に係る利用者負担額、介護保険施行法（平成9年法律第124号）第13条に基づく特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する経過措置の対象者（以下「旧措置入所者」という。）であって利用者負担割合が5%以下のユニット型個室に入所する者（以下「実質的負担軽減ユニット入所者」という。）の居住費に係る利用者負担額並びに生活保護受給者の個室の居住費及び滞在費に係る利用者負担額とする。

2 前項の利用者負担額は、鹿児島市訪問介護等利用者負担額減額実施要綱（平成12年3月31日制定）又は鹿児島市訪問介護等利用者負担助成事業実施要綱（平成13年3月29日制定）に規定する減額分を控除した額とする。

（軽減の対象者）

第5条 軽減の対象者は、市民税が非課税である世帯に属する者（旧措置入所者のうち、実質的負担軽減ユニット入所者以外の者を除く。）であって、次の各号の要件を全て満たす者のうち、生計の維持が困難であると市長が認めた者及び生活保護受給者とする。ただし、法第63条から第69条までに該当する者を除く。

- (1) 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- (2) 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- (3) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- (4) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- (5) 介護保険料を滞納していないこと。

（軽減の程度）

第6条 軽減の程度は、利用者負担額の4分の1とする。ただし、老齢福祉年金受給者及び特に生計が困難であると市長が認めた者については利用者負担額の2分の1とし、生活保護受給者については利用者負担額の全額とする。

2 前項の規定にかかわらず、平成25年8月1日施行の生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）の改正に伴い、生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き前条に該当する者については軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担については全額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、平成30年10月1日施行の生活保護法による保護の基準の改正に伴い、生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き前条に該当する者については軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担については全額とする。

（軽減対象者の確認申請）

第7条 軽減の対象者であることの確認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、社会福祉法人等利用者負担額軽減対象者確認申請書（様式第2）を市長に提出するものとする。

（軽減認定者の確認）

第8条 市長は、前条の規定により軽減の対象者の確認申請がなされた場合において、第5条の軽減の対象者に該当すると認めるときは、当該申請者に社会福祉法人等利用者負担額軽減確認証（様式第3・様式第4・様式第5）。以下「確認証」という。）を交付するものとする。

2 確認証の有効期間は、確認申請のあった日の属する月の初日から、翌年度の7月末日まで（申請日が4月から7月までの期間にある場合にあっては、当該年度の7月末日まで）とする。

（確認証の提示）

第9条 前条の規定により確認証の交付を受けた者が第2条の申出を行った社会福祉法人等から介護保険サービスを受ける場合に、軽減を受けようとするときは、確認証を当該社会福祉法人等に提示しなければならない。

（高額介護サービス費等との調整）

第10条 この要綱に基づく軽減を受けた場合における法第51条第1項に規定する高額介護サービス費、法第51条の2第1項に規定する高額医療合算介護サービス費、法第61条第1項に規定する高額介護予防サービス費及び法第62条の2第1項に規定する高額医療合算介護予防サービスの支給については、当該軽減分を利用者負担額から控除した額について適用するものとする。

（その他）

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

（吉田町等の編入に伴う経過措置）

2 吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町の編入（以下「編入」という。）の日前に、吉田町社会福祉法人等介護保険利用者負担額減免実施要綱（平成12年吉田町要綱第8号）、桜島町社会福祉法人等介護保険利用者負担額減免実施要綱（平成12年桜島町告示第15号）、喜入町社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減免措置事業実施要綱（平成14年喜入町告示第25号）、松元町社会福祉法人等介護保険利用者負担減免実施要綱（平成13年松元町告示第61号）及び社会福祉法人等介護保険利用者負担額減免実施要綱（平成13年郡山町要綱第13号）（以下「5町要綱」という。）の規定によりされた申請、その他の行為は、この要綱の相当規定によりされた行為とみなす。

3 編入の日前に、5町要綱に規定する様式により作成された書類は、この要綱に規定する様式により作成された書類とみなす。

4 編入の際、現に5町要綱の規定による様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

（平成18年7月1日から平成20年6月30日までの間の軽減に係る特例）

5 平成18年7月1日から平成20年6月30日までの間に限り、第4条から第6条までの規定の適用については、第4条中「利用者負担額とする」とあるのは「利用者負担額とする。ただし、次条に規定する第3段階特定被保険者の食費、居住費、滞在費及び宿泊費に係る利用者負担額については、当該利用者負担額のうち、法第51条の2及び法第51条の3に定める額の範囲内の額を軽減の対象とする」と、第5条中「除く。）」とあるのは「除く。）」及び平成18年6月1日現在における利用者負担段階（介護保険の被保険者の属する世帯の所得水準及び課税状況に応じて4段階に区分された利用者負担額の段階別区分をいう。）が第3段階である者のうち、介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）附則第23条第3項に規定する特定被保険者（同条第1項及び第2項に該当する者を除く。以下「第3段階特定被保険者」という。）」と、同条第1号中「150万円」とあるのは「150万円（第3段階特定被保険者にあつては、190万円）」と、第6条中「4分の1」とあるのは「4分の1（第3段階特定被保険者にあつては、8分の1）」とする。

（平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間の介護費用に係る軽減の特例）

6 平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に限り、第6条の適用については、同条中「4分の1」とあるのは「4分の1（介護費用に係るものにあつては100分の28）」と、「2分の1」とあるのは「2分の1（介護費用に係るものにあつては、100分の53）」とする。

付 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行前に改正前の鹿児島市社会福祉法人等介護保険利用者負担額減額実施要綱に規定する様式により作成された書類は、改正後の鹿児島市社会福祉法人等介護保険利用者負担額減額実施要綱に規定する様式により作成された書類とみなす。

付 則

この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

2 この要綱の施行前に改正前の鹿児島市社会福祉法人等介護保険利用者負担額減額実施要綱に規定する様式により作成された書類は、改正後の鹿児島市社会福祉法人等介護保険利用者負担額軽減実施要綱に規定する様式により作成された書類とみなす。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行前に改正前の鹿児島市社会福祉法人等介護保険利用者負担額軽減実施要綱に規定する様式により作成された書類は、改正後の鹿児島市社会福祉法人等介護保険利用者負担額軽減実施要綱に規定する様式により作成された書類とみなす。

付 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に改正前の鹿児島市社会福祉法人等介護保険利用者負担額軽減実施要綱に規定する様式により作成された書類は、改正後の鹿児島市社会福祉法人等介護保険利用者負担額軽減実施要綱に規定する様式により作成された書類とみなす。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成23年5月2日から施行し、改正後の鹿児島市社会福祉法人等介護保険利用者負担額軽減実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成23年4月1日から適用する。

- 2 平成23年4月1日前に改正前の鹿児島市社会福祉法人等介護保険利用者負担額軽減実施要綱に規定する様式により作成された書類は、新要綱の規定により作成された書類とみなす。

付 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に改正前の鹿児島市社会福祉法人等介護保険利用者負担額軽減実施要綱に規定する様式により作成された書類は、改正後の鹿児島市社会福祉法人等介護保険利用者負担額軽減実施要綱に規定する様式により作成された書類とみなす。

付 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

付 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成27年6月30日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に改正前の鹿児島市社会福祉法人等介護保険利用者負担額軽減実施要綱に規定する様式により作成された書類は、改正後の鹿児島市社会福祉法人等介護保険利用者負担額軽減実施要綱に規定する様式により作成された書類とみなす。
- 3 この要綱の施行の日前に交付された社会福祉法人等利用者負担額軽減確認証で有効期限が「平成27年6月30日」と記載されているものの有効期限は、「平成27年7月31日」と読み替えるものとする。

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に改正前の鹿児島市社会福祉法人等介護保険利用者負担額軽減実施要綱に規定する様式により作成された書類は、改正後の鹿児島市社会福祉法人等介護保険利用者負担額軽減実施要綱に規定する様式により作成された書類とみなす。

付 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。